（公告）

第五条　受託者は、前条の事業状況報告書等の提出をした後遅滞なく前信託事務年度の信託事務及び信託財産に属する財産の状況を公告しなければならない。

（信託の変更に係る書類の提出）

第六条　受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたと認めるときは、次の各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二　信託の変更案及び新旧対照表

２　前項の場合において、当該公益信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

（信託の変更の許可の申請）

第七条　受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二　信託の変更をする根拠となる信託法（平成十八年法律第百八号）の規定（同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三　信託の変更案及び新旧対照表

２　前項の場合において、当該公益信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

（信託の併合の許可の申請）

第八条　受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　信託の併合を必要とする理由を記載した書類

二　信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第百五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三　信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四　信託法第百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

２　第一条第三号及び第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

（吸収信託分割の許可の申請）

第九条　受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

二　吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三　吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四　信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

（新規信託分割の許可の申請）

第十条　受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

二　新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第百五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三　新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四　信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

２　第一条第三号及び第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

（受託者の辞任の許可の申請）

第十一条　受託者は、法第七条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　辞任しようとする理由を記載した書類

二　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三　新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

（検査役の選任の請求）

第十二条　委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　選任を請求する理由を記載した書類

二　検査役の選任に関する意見を記載した書類

（受託者の解任の請求）

第十三条　委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定により内閣総理大臣に対し受託者の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（新たな受託者の選任の請求）

第十四条　利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定により内閣総理大臣に対し新たな受託者の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　任務終了の理由を記載した書類

二　新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

三　新たな受託者となるべき者に係る第一条第四号に掲げる履歴書及び就任承諾書

（信託財産管理命令の請求）

第十五条　利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　任務終了の事由を記載した書類

二　信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類

三　信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

（保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請）

第十六条　信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二　許可を受けようとする理由を記載した書類

２　前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。